



高知県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
4210550		下川口	シモカワグチ	1	土佐清水市	高知県	高 知 県		○			S28.12.23	S51.3.11	半島		
4210560		貝ノ川	カイノカワ	1	土佐清水市	土佐清水市	高 知 県		○			S27.12.29		半島		
4210570		大津	オオツ	1	土佐清水市	土佐清水市	高 知 県		○			S27.12.29		半島		
4210580		小才角	コサイツノ	1	〔幡多郡大月町 土佐清水市〕	大月町	すくも湾					S27.4.7		半島		
4210590		尾浦	オウラ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S27.4.7		半島		
4210600		西泊	ニシドマリ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S26.8.21		半島		
4210610		檜ノ浦	カシノウラ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S27.12.29		半島		
4210620		周防形	スオウガタ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.12.29		半島		
4210630		古満目	コマメ	1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		◎			S27.4.7		半島		
4210640		柏島	カシワジマ	1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		◎			S27.4.7	S32.4.19	半島		
4210650		一切	イツサイ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		◎			S27.4.7		半島		
4210660		安満地	アマジ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.4.7		半島		
4210670		橘浦	たちバナウラ	1	幡多郡大月町	大月町	橘 浦		○			S27.4.7	S35.2.2	半島		
4210680		泊浦	トマリウラ	1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		○			S27.4.7	H2.1.18	半島		
4210690		竜ヶ迫	ツツガサコ	1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.4.7	S35.2.2	半島		
4210700		栄喜	サカキ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾					S27.4.7	H18.11.10	半島		
4210710		大海	オオミ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.4.7	H15.12.11	半島		
4210720		湊浦	ミナトウラ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.12.29	H18.11.10	半島		
4210730		内外ノ浦	ナイガイノウラ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.12.29	H18.11.10	半島		
4210750		大浦	オオウラ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾					S41.12.16	H18.11.10	半島		
4210760		池島	イケジマ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○	○		S29.7.12	H15.12.11	半島		
4210770		宇須々木	ウススキ	1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.4.7	H18.11.10	半島		
4220010		椎名	シイナ	2	室戸市	高知県	高 知 県		◎			S27.4.7	S32.4.19			
4220020		三津	ミツ	2	室戸市	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S35.2.2			
4220030		安芸	アキ	2	安芸市	高知県	安 芸 市		○			S27.12.29	H5.4.19			
4220040		野見	ノミ	2	須崎市	須崎市	〔野見谷〕		○			S27.12.29				
4220050		浦分	ウラブン	2	高岡郡四万十町	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S32.4.19			
4220070		田野浦	タノウラ	2	幡多郡黒潮町	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S32.4.19	半島		
4220080		窪津	クボツ	2	土佐清水市	高知県	高 知 県					S27.12.29	H18.6.9	半島		
4220090		大島	オオシマ	2	宿毛市	高知県	すくも湾		○	○		S27.4.7		半島		
4220100		藻津	ムクヅ	2	宿毛市	宿毛市	藻 津		○			S27.12.29	H18.11.24	半島		
4220110		田ノ浦	タノウラ	2	宿毛市	高知県	すくも湾		○			S27.12.29	H18.5.30	半島		
4230010		室戸岬	ムロミサキ	3	室戸市	高知県	高 知 県		○	○		S26.8.21	S59.6.7			
4230020		宇佐	ウサ	3	〔土佐市 須崎市〕	高知県	高 知 県		○	○		S26.8.21	S39.1.17			
4230030		清水	シミス	3	土佐清水市	高知県	高 知 県	3	○	○		S27.4.7	S42.12.20	半島		
4230040		佐賀	サガ	3	幡多郡黒潮町	高知県	高 知 県		○	○		S27.7.29	H18.3.20			
4240010		沖の島	オキノシマ	4	宿毛市(沖の島)	高知県	すくも湾		○			S27.4.7	H18.10.5	離島 半島	国境離島	

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。